

幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用される方は以下の条件に当てはまる場合に無償化の対象となります。

保育を必要とする事由		証明書類
① 就労 (月64時間以上)	居宅外就労	勤務(就労)証明書
	自営(自宅外自営、親族経営等含む)	就労状況申告書及び自営の証明書類(営業許可証、開業届、確定申告書等)の写し
② 妊娠・出産 (産前2か月・産後2か月を迎えた月の末日までに限る)	母の産前産後に上の子の保育が必要である場合	母子健康手帳の母氏名と分娩予定日が記載されているページの写し
③ 就学	保護者が学校または職業訓練校に在学している場合	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
④ 病気	保護者が病気の場合	診断書
⑤ 障害	保護者が障害を持っている場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書等からいずれか
⑥ 介護・看護	親族の介護・看護をしている場合	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
⑦ 求職活動 (2か月以内)	求職活動を継続的に行っている場合	求職活動申告書、その他求職活動中であることを証明する書類のいずれか
⑧ 災害復旧	災害で被害を受けたために復旧にあたる場合	り災証明書等
⑨ 虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	市が必要と認める書類
⑩ 育児休業中	育児休業中にすでに保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	育児休業期間が記載された勤務(就労)証明書
⑪ その他	上記に類する状態として、市が認める場合	市が必要と認める書類